

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案参考条文

目 次

- 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）（抄）-----1
- 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）-----1
- 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律
（平成九年法律第六十五号）（抄）-----3
- 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律
（平成十二年法律第二百二十五号）（抄）-----4
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百十三号）（抄）-----6
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）（抄）-----6
- 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）（抄）-----9
- 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（抄）-----12
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律
（平成十五年法律第四十号）（抄）-----12

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案参考条文

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）（抄）

（情勢適応の原則）

第二十八条 この法律に基いて定められる給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するよう、隨時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

② 人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適當であるかどうかについて国会及び内閣に同時に報告しなければならない。給与を決定する諸条件の変化により、俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要が生じたと認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、国会及び内閣に適當な勧告をしなければならない。

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

（人事院の権限）

第二条 人事院は、この法律の施行に関し、次に掲げる権限を有する。

一・二 略

三 職員の給与額を研究して、その適當と認める改定を国会及び内閣に同時に勧告すること、この法律の実施及びその実際の結果に関するすべての事項について調査するとともに、その調査に基づいて調整を命ずること並びに必要に応じ、この法律の目的達成のため適當と認める勧告を付してその研究調査の結果を国会及び内閣に同時に報告すること。

四・七 略

第八条 人事院は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2・4 略

5 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前において人事院規則で定める日以前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事院規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

6・12 略

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第十九条 第十五条から第十八条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条から第十九条の六までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日(次条及び第十九条の六においてこれらとの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員(第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十を乗じて得た額(行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の百三十を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の八十五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 六箇月	百分の百
二 五箇月以上六箇月末満	百分の八十
三 三箇月以上五箇月末満	百分の六十
四 三箇月未満	百分の三十
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の四十五」とする。	4 5 6 略

(勤勉手当)

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員(人事院規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各府の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各府の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号

に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し

、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の七

十（特定管理職員にあつては、百分の九十）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の三十五（特定管理職員にあつては、百分の四十五）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十、十二月に支給する場合においては百分の四十五を乗じて得た額の総額

3 5 略

（非常勤職員の給与）

第二十二条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、勤務一日につき、三万五千二百円（その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては、十万円）を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

2 3 略

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律

（平成九年法律第六十五号）（抄）

第六条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

（給与に関する特例）

号俸	俸給月額
1	399,000
2	460,000
3	523,000
4	609,000
5	709,000
6	810,000

2 6 略

(給与法の適用除外等)

第七条 紹与法第六条、第八条、第十条から第十一条の二まで、第十一条の十及び第十九条の七の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する紹与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、紹与法第三条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、紹与及び勤務時間の特例に関する法律」(以下「任期付研究員法」という。)第六条の規定」と、紹与法第七条中「この法律」とあるのは、「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、紹与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員等」と、紹与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」と、紹与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、紹与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。

附則(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第七条及び第九条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(任期付研究員等に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日ににおける俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(次条において「改正後の紹与法」という。)の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

一 一般職の任期付研究員の採用、紹与及び勤務時間の特例に関する法律(以下この号及び次条において「任期付研究員法」という。)第六条第四項の規定による俸給月額 第四条の規定による改正後の任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

○ 一般職の任期付職員の採用及び紹与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)(抄)

(紹与に関する特例)

第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の俸給表を適用する。

(給与法の適用除外等)

第八条 約与法第六条、第八条、第十条から第十二条の二まで、第十二条の十及び第十九条の七の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十二条の五、第十二条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。

附則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第七条及び第九条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（任期付研究員等に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日ににおける俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次条において「改正後の給与法」という。）の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

一 略

二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この号及び次条において「任期付職員法」という。）第七条第三項の規定による俸給月額 第六条の規定による改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給

号俸	俸給月額
1	円 376,000
2	425,000
3	478,000
4	544,000
5	621,000
6	726,000
7	850,000

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百三十二号）（抄）

附則

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第十一条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受けた俸給月額（「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号。第一号において「平成二十一年改正法」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事院規則で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

一 平成二十一年改正法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 百分の九十九・七六

二 指定職俸給表の適用を受ける職員 百分の九十九・六八

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）（抄）

附則

（平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

第三条 平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第四条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第六条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和四十五年法律第二百十七号）第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他的一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末

手当は、支給しない。

一 平成二十一年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に職員へ一般職の職員の給与に関する法律第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの、医療職俸給表（一）若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となつた者（同年四月一日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）においては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（一般職の職員の給与に関する法律第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（同法第十四条の規定による手当を含む。）の月額の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表		職務の級		号俸	
行政職俸給表(一)	行政職俸給表(二)	一級	二級	一号俸から五十六号俸まで	一号俸から二十四号俸まで
専門行政職俸給表	行政職俸給表(一)	三級	二級	一号俸から八号俸まで	一号俸から六十八号俸まで
税務職俸給表	専門行政職俸給表	二級	二級	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から四十四号俸まで
公安職俸給表(一)	税務職俸給表	一級	二級	一号俸から八号俸まで	一号俸から五十二号俸まで
公安職俸給表(二)	公安職俸給表(一)	三級	二級	一号俸から二十四号俸まで	一号俸から四十四号俸まで
二級	四級	二級	二級	一号俸から五十二号俸まで	一号俸から三十二号俸まで
二級	二級	二級	二級	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から三十二号俸まで
二級	二級	二級	二級	一号俸から五十二号俸まで	一号俸から三十二号俸まで
一号俸から二十四号俸まで	一号俸から十六号俸まで	一号俸から五十二号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から三十二号俸まで

月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額

平成二十一年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」とする。

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）（抄）

（育児短時間勤務職員についての給与法の特例）

第十六条 育児短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。

				第六条の一	第六条の二
				とする	とする
				に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「育児休業法」という。）第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする	に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「育児休業法」という。）第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
	第八条第三項、第四項、第六項及び第八項	決定する	とする	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第八条第十二項	勤務時間法	再任用短時間勤務職員	支給する	育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法	育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第九条の二第四項、第十七条及び第十九条の三第一項	育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする	育児休業法第十六条	要しない。ただし、当該時間が育児休業法第十六条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百（その
第十六条第三項	前項				
第十六条第四項					

第十九条の四第四項															
第十九条の四第五項及び第十 九条の七第三項															
第十九条の四第五項															
第十九条の四第六項															
（育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務）															
第二十二条 任命権者は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の人事院規則で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、人事院規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する官職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十五条から前条までの規定を準用する。															
（任期付短時間勤務職員についての給与法の特例）															
第二十四条 任期付短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。															
第六条の二															
第八条第三項、第四項、第六 項及び第八項															
第九条の二第四項、第十七条 及び第十九条の三第一項															
第十二条第二項第二号															
第十六条第一項															
支給する	再任用短時間勤務職員	勤務時間法	決定する	とする	に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百九号。以下「育児休業法」という。）第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（第八条において「算出率」という。）を乗じて得た額とする	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法	育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その	時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする	専門スタッフ職調整手当	俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額	専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額	俸給の月額を算出率で除して得た額	時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする

勤務の時間とその勤務をした日ににおける正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務については、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする

第十六条第三項
第十六条第四項

前項
育児休業法第二十四条

第十九条の八第三項

要しない
要しない。ただし、当該時間が育児休業法第二十四条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合については、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする

第二十二条第一項
附則

第十条の四、第十一条、第十一
条の二、第十一条の五から第十
一条の七まで、第十一条の九、
第十一条の十、第十二条の二、
第十三条の二及び第十四条

第十二条、第十一条の二、第十
一条の十及び第十二条の二

任期付短時間勤務職員

第二十二条第一項

再任用職員
再任用短時間勤務職員

任期付短時間勤務職員

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際に義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号。次条において「女子教育職員等育児休業法」という。）第三条の規定による育児休業の許可を受けて育児休業をしている職員については、当該許可是第三条の規定による育児休業の承認とみなす。

第三条 この法律の施行の際に女子教育職員等育児休業法第十五条第一項の規定により臨時的に任用されている職員は、第七条

第一項の規定により臨時的に任用されている職員とみなす。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律（第十三条を除く。）の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

○ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（抄）

（介護休暇）

第二十条 略

2 略

3 介護休暇については、一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他的一般職の国家公務員の派遣に関する法律

（派遣期間中の検察官等の給与等）

（平成十五年法律第四十号）（抄）

第七条 略

2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等がその正規の勤務時間において当該法科大学院において教授等の業務を行つた場合に勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。ただし、当該法科大学院において第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中、当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、その給与の減額分の百分の五十以内を支給することができる。

3 略